

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 10 月 15 日現在

機関番号：15401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010 ～ 2011

課題番号：22730666

研究課題名（和文） 途上国の教育政策「参加」と「教育の質向上」の再検討：教育政策の政治性と公共価値

研究課題名（英文） Participation in and Quality of Education Revisited in Developing Countries: politics and public value of educational policies

研究代表者 岡村 美由規 (OKAMURA MIYUKI)

広島大学・大学院教育学研究科・助手

研究者番号 50467784

研究成果の概要（和文）：近年途上国で教育の質の改善の期待を背負って積極的に推進されているのが「教育参加」である。本研究ではその理論的背景を、開発論、教育行政論、教育権論から整理し、現在の途上国で観察される「教育参加」を位置付けた。さらにボリビアを事例に親の教育参加の一形態である「学校委員会」の機能とそれがもたらす帰結について教育社会学的に明らかにし、途上国の「教育参加」がもつ本質的な課題について示した。

研究成果の概要（英文）：In these days, parents' "educational participation" has been strongly promoted in developing countries with many hopes and expectations as a tool of improving quality of education. This study attempts to find out its theoretical foundation in developing countries context from international development theory, educational administration theory and educational rights theory. Then, taking two cities in Bolivia as cases, how the parents' educational participation, i.e. parents' school administration participation functions in these settings and its consequences on human relations within schools are demonstrated through sustentative research from educational sociological perspective. With these findings and discussions, problems intrinsically built-in the form of "educational participation" in developing countries settings are suggested.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,300,000	390,000	1,690,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：教育参加、開発途上国、国際教育協力、政治性、中南米、教員、保護者

1. 研究開始当初の背景

国際教育協力において教育政策への市民社会の参加が盛んに議論されるようになったのは1990年代以降である。教育における「民衆統制」「専門的自主性」「専門的指導制の統一」という問題は一般に教育行政制度の基本的課題とされており、従って教育政策への参加の思想は今日の新しい概念

というわけではない。例えば1966年のユネスコ「教員の地位に関する勧告」では教育行政に関する教師の参加（協力関係）が謳われている。いっぽう近年推奨されている「参加」は、従来の理念面だけでなく教育の量的普及および質の向上を達成する「技術的手法」として期待されている点が新たな点である。さらに今日における途上

国の置かれた政治的・経済的状況は先進国がこれまで辿ってきた経路とは異なり、教育への参加を通じて社会の民主化を間接的に促進し、良き市民を養成するという極めて今日的な目的も含まれる。すなわち今日の途上国の文脈では、教育の質の向上とともに教育の民主化に不可欠なプロセスとして「参加」が不可欠であるという認識がなされているといえよう。しかしその理念は広く共有されているものの、その理論的根拠、実際にそれがもたらした実践と結果についての検証は十分であるとはいえない。教育課題に対する参加の有効性について実証および理論的研究が不足しており、「参加」がア priori に推奨される今日においては、その理論的・実証的根拠を明らかにすることは、想定外の負の状況の発生に備えるという意味でも重要だと考える。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究では市民社会のなかでも直接的利害関係をもつ教員および保護者に焦点をあて、彼らの教育または教育政策への参加が上述したような教育課題に対しいかなる結果をもたらすのかの有効性を実証的かつ理論的検討を試みる。具体的には：

- (1) 途上国の文脈における「教育・教育政策への参加」はその発端となった先進国の議論とは異なる背景と経緯をもつためその意味も異なる。そこで歴史遡行的に現在国際社会で途上国に対し発信されている「参加」論と、途上国で理解され実施されている「参加」論とを整理する。
- (2) 教師及び保護者による教育政策決定への参加が、政策実施のあり方へどのような影響を与え「教育の質の向上」に結びついたかを事例研究によって実証的に解明する。例えば教員組合は利益集団の一つであり、教育政策の実施を担う実質的かつ主要な存在である教師団体として、教育政策において無視できない存在である。そこで、教員組合の参加は公教育の目的達成に資する要件となりうるか、その協調関係のあり方を実証的に明らかにする。
- (3) 参加がもたらし得る負の側面を理論的・実証的に検討する。例えば親の学校参加は学校教育の質改善に水路づけるか否か、水路づけるのであればどのようなメカニズムにおいてか、を検討する。

3. 研究の方法

事例国としてボリビア多民族国をとりあ

げた。南米地域は 1980 年代の民主化を経て政治的参加が急進的に行われてきた地域であるがその中でもボリビアはそれまで政治的に疎外されてきた先住民から初の大統領を出すなど出色である。

(1) 理論研究：文献調査。教育行政、途上国の教育政策、国際教育協力の各分野における参加論についての整理を行った。

(2) 実証研究：行政上の首都であるラパス近郊都市のエルアルト市(2011年2-3月)、第2の商業都市であるコチャバンバ市(2011年8-9月)において、教員組合、学校委員会(8小学校、1全国委員会、1地方委員会)の委員である保護者(20名強)、教員(20名強)へインタビューを行った。音声データは文字に書き起こしグラデッド・セオリー・アプローチを使用して分析した。

4. 研究成果

(1) 途上国の文脈における「教育参加」に関する理論整理

そもそもなぜ国際協力・国際開発の文脈で「参加」が主張されるようになった背景には、それまでの開発理論＝経済開発論の揺らぎがあったこと、さらに政治的多元化の出現により多様な“声”の尊重が求められるようになったことが指摘できる。1960年代までのトップダウン型・技術偏重・青写真型による開発の失敗への反省から、そのプロセスへの着目と大幅な見直しがなされ、ボトムアップ型・人間中心・プロセス重視型の開発を経て、今日は、制度・組織、またそれらを取りまく文化の観点(ガバナンス)を取り入れた開発へと移行してきた。「参加」はこれらのいずれの時代にも様々な期待を負って取り込まれており、80年代の形式的な参加への批判を踏まえながら、今日は底辺にいる貧困層・社会的脆弱層の政治的経済的社会的な上昇・改善(いわゆるエンパワメント)を引き起こす触媒として、開発には不可欠のものとして認識されている。

途上国における「教育への参加」はこの開発潮流と無関係ではない途上国の政治的原理と、教育そのものが要求する教育的原理とが混在していることが明らかになった。

政治的原理とは民主化の一環としての参加であり、多民族間・社会階層間の公正の達成をめざすための手段である。ここで参加は市民の権利とみなされ、多様な民族・社会政治的背景をもつ構成員間の公正に寄与するものとして考えられている。この政治的原理のものとは政治参加、経済参加はもとより、社会参加も求められ、教育も社会参加の一部に位置付けられる。具体的な形態としては、国民各層間と官僚や政治家

との政策対話の機会が設けられたり、国民の参加の具体的方法や組織が設置される。この政治的原理による参加は各国の社会的要請とともに国際的開発潮流とが相まって、多くの途上国に開発の規準の一つとして奨励・導入されたと考えられる。

一方の教育的原理は、(a) 思想的・権利論的アプローチ、(b) 教育行政学的ガバナンスアプローチ、(c) 教育行政代替アプローチに大別できることが明らかになった。本研究ではこれら3つのアプローチに共通し、かつ最大の参加当事者として議論されてきた「親・保護者」に焦点をあてて、これら3つのアプローチの特徴を整理した。

(a) は欧州や日本など先進諸国に伝統的に観察されるアプローチであり、親の教育権・子どもの学習権の保障やそれを求める教育運動としての教育参加である。教育権をめぐる議論は、①自由で自律的な教育 と ②平等で公共の福祉を実現する教育 のどちらを重視するかという思想の相克を反映している。したがって、諸当事者間には価値観や利害の対立が存在するがゆえに各集団の利益を代表する者による参加が要請される。

(b) は1960年代以降、とくに米国で研究・実践が進んでいるアプローチである。学校教育の責任(アカウンタビリティ)を問う一方法として参加(や、多くの場合、選択)が位置付けられる。現在の公立学校の教育の質が親にとっても国にとっても不満足のものであるとの認識のもと、その原因を「公立学校が過度に硬直化し、専門職である教員がその力を発揮できない/発揮しようとしなない」という点に求め、その対応策として専門的自由を確保・拡大しつつもそれが専制とならないように抑制するという、「抑制と均衡 check and balance」を実現する方法としての「参加」である。この方法は「参加」だけに留まらない。むしろ研究・実践が進む米国では「(学校)選択」のほうが良い結果を残しているようである。この方法の理論的枠組みはHirshman(1970)が提唱した「選択 choice、意見 voice、共同化 loyalty」である。それを援用して、米国では、親が学校の活動に直接意見を述べること(voice)、学校を選択すること(choice)、この2つが学校の教育責任(accountability)を問う2つの方法として、1980年代から90年代を通じて米国の各地では議論・実践がなされてきた。さらに「参加」の手段の有効性は「効果的な学校 effective schools」に理論的に依拠する。効果的な教育活動を行っている学校に共通する組織的構造的要因の一つとして「生徒に対する肯定的影響としての父母の参加と支持」が挙げられている点である。

とはいえ、米国の先行知見によれば、「参加」による効果発現の難しさは次のとおりで

ある。まずそもそも学校改革の手段として何を選ぶか以前の問題として、学校改革上の最大の難点とされるのは「自発的な改革を行おうとしない教育行政、学校、ならびに教員をどのように改革に向かわせしめ、改革を実行するか」という点である。その手段の一つとして「参加」が挙げられるが、そこでの手段としての難点は、本来自発的に行うが故に効果があるはずの学校改革が、法的措置によって参加メカニズムを導入するために、親の発言権は法による保護を受ける代わりにその対象である教員が委縮したり、反発するなど、およそ「自発的」改善への態度から離れてしまうこと、そのため効果的の学校に必要な「協調的で共同的で建設的」であるべき学校内の雰囲気、疎遠で対決的なものに変えてしまうこと、である。実際にそれが観察されたのが1990年代にかけて親の学校参加を急進的に進めたとされるシカゴ学校改革運動であった。

(c)の教育行政代替アプローチは、財政的にも人的にも圧倒的に不足する途上国に観察されるものである。1980年代に研究された、地域共同体による学校建設運動であるコミュニティ・ファイナンスのように、財源が不足する行政の代わりに親や地域が学校建設・維持を負担する財政を代替する例や、コミュニティ・ベースド・スクールの先駆けともされるエル・サルバドルのEDUCOのように、内戦時など行政機構が機能不全に陥った際に親や地域共同体が教師の雇用も含め学校運営を行う行政を代替する例がこのアプローチに含まれよう。「参加」と関係するのは、行政機能のうちそのサービスを監視し、維持・向上させる機能を親や住民に代替させる例であり、直截には教育公務員である教員の業務監視機能の代替である。これは前述の

(b)の「参加」と非常に似ている。世界開発報告2004(World Bank 2004)では、前述のHirshmanの議論を援用し、教育サービスの改善には顧客(親)の利益こそが提供者(教員)にとって重要と認識せしめることが近道であり、そのために顧客(親)のエンパワメントを行うことで発言力を増加させ、かつ彼らにサービス供給に積極的な役割を担わせることが重要だと主張する(Chp. 4)。サービス供給(学校教育)への顧客(親)による役割分担の形態は、主にサービス提供者(教育行政・学校・教員)との直接的関係の変化に現れる。サービス提供者には少なくとも2つのレベルがあり、組織体(教育省、地方教育事務所)のレベルと、最前線の個別提供者である教員のレベルである。顧客(親)は、組織体と教員のそれぞれにたいして関与を深めるのが、「顧客パワー」の形態となる。

これを具体的な親の学校参加にあてはめてみる。サービス提供者のうち組織体(地方教

育事務所など)への顧客(親)の関与は、本来ならそこが担って然るべき財務や人事といったマネジメントへの関与となる。このことでマネジメントにおけるモニタリングの実行者や費用が親の負担となり、行政にとってその費用が低減することになる。さらに教員により身近な存在である親にモニタリングさせることでそのものの質が向上する(しっかり監視する)ことが期待できる。エル・サルバドルのEDUCOの例は、教員の監視のみならず教員人事そのものを顧客(地域関係者)が担う例であり、行政にとっては教員の人件費も低減した。なおこの監視に関してWDR2004でも、専門的自由を侵害されるべきではないと警告している。

(c)と(b)の参加の違いは、行政機能を親に負担させるか否か、誤解を恐れずに述べれば行政が行政機能を放棄するか否か、にある。(b)教育行政学的ガバナンスアプローチでは、教育行政は少なくとも最低限の行政的義務(学校の敷設・維持・管理に係る費用負担、教育公務員の人件費負担)は免れえなかった。しかし(c)では、それさえも十分できない財政・行政能力の低い途上国が、世界の開発思潮(ミレニアム開発目標など)や社会的要請に応えるべく採用したのが、行政機能代替手法としての「参加」であると言えよう。エル・サルバドルのEDUCOは学校の地域参加の好例として広く知られているが、近年は教員が地域社会ではなく国家公務員化することで、一般公立校とEDUCO校との差異がなくなりつつある。これは行政機能が復興しつつある同国で一時的に地域に代替してもらっていた機能を負担しつつある事態と言えなくはないか。(b)教育行政学的ガバナンスアプローチと(c)教育行政代替アプローチとにおける「参加」の形態は非常に似ているがその実態と目的とは大きく異なる。それは先進国と途上国との諸条件の差であり、後者においてはまず教育行政の円滑な機能を行わなければならない状況が指摘できる。

(2) 教育政策レベルにおける「教育参加」の効果

ボリビアでの現地調査によれば、教育政策に何らかの形で直接的に関与できるのは、教員組合であることが明らかになった。親が直接的に関与する方法は地方選挙または国政選挙での投票であるが、その後の政策論議に関与できないため、同国においては実質的に教育政策レベルでは親は参加していない、ということができる。

一方教員は、教員組合運動を通じて直接的・間接的に教育政策形成に関与できることが明らかになっている。ボリビアの教員は全員が教員組合に加入することが義務となっており、組合が動員をかければそれに応じな

ければならない、または積極的に応じるメカニズムがあることが今般明らかになった。

本研究以前に行った2010年の質問紙調査結果では、回答者372名のうち63.6%の教師が年に1回以上組合活動に参加している(年頭の請願書作成のための意見集約、定期的な幹部交替選挙、年1~2回程度の組合主催の研修、政府や教育省への圧力行動(交渉、デモ行進、ストライキ)、日常連絡、コミュニケーション)と回答した。また組合運動への認識は68.0%の教師が労働環境の向上に貢献していると回答、一方教師の専門能力の向上には24.5%の教師が貢献していないという認識を示したものの、属性や勤務場所、学歴と教員組合運動参加との関係性は明らかにならなかった。そこで2011年に同質問紙回答者から抽出した教員へのインタビュー調査を実施したところ、組合運動参加の動機として2つのカテゴリーが抽出された。すなわち「義務感」と「必要感」である。

前者の「義務感」は「組合が動員をかけたときに応じるのは義務である」「デモに参加することは仕事である」との認識を指すが、その背景には動員のメカニズムがあることが明らかになった。動員のメカニズムとは、デモの緊急性に応じて動員が国レベルか県レベルかに分かれ、国レベルであれば全員が義務的に参加し、一人でも欠席者があればその勤務校の全教員が罰金を払うという仕組みになっている。県レベルのデモであれば各校1名の代表者をデモ参加者として出し、他の教員は授業を普段どおり行う。後者の「必要感」には2種類あり、一つは将来的な必要感(いざという時のために備える)、もう一つは現在抱えている課題を解決するための必要感である。後者は、同国の教員給与号俸表に端を発する給与をめぐる不公平感の解消、また教員免許種から派生する同僚教師間の差別(またこれは給与に関係する)や優越意識の解消を求めているものである。

これら個々人の教員レベルの組合運動参加の動機は、教員組合からの教育当局者への請願において条件闘争(昇級、年金など)となり昇華されるが、その根本に問題としてある給与と教員免許種との関係については触れられない。さらに2009年以降の教育政策の課題であるカリキュラムに関しては、現政権が目指す共同体志向・職業訓練志向のカリキュラムか、または、近代のカリキュラムか、という議論として現れる。前者を支持するのは現政権と距離が近い農村部教員組合であり、後者を支持するのは都市部教員組合である。これはカリキュラム論争でもあるが、都市部農村部両組合の覇権争いであり、どちらが現政権に近い距離をとり、教育本省の主要官僚の職位を占めるかという代理闘争ともみえる。

ボリビアは教員組合の発言力が強く 1950 年代以降教育政策に関与し続けてきたが、それが教育の質の向上をもたらしたかといえ、先述の教員自身への質問紙調査結果とともに、国際学力調査の結果を見る限り、その答えは「否」とならざるを得ない。

参加は、それ自身が万能薬ではなく、参加する主体の能力、教養こそが重要であり、それが先行しての参加であれば、おそらくはその機能は効果を表すように、本調査結果からは見える。

(3) 学校運営レベルにおける「教育参加」の効果：その実態

ボリビアでの親の学校参加は 1990 年代の教育改革から本格化した。同国の教育改革は教育制度それ自体の問題に対して計画実施されたというよりはむしろ国全体の構造改革の一環としての性格を強くもつ。1994 年の教育改革では、それまで政治的経済的活動から排除されていた先住民も取り込んだ国家統合の手段として「大衆参加 Popular Participation」の一環として、親の学校参加をより組織化した。同国史上初の先住民出身大統領が誕生した 2006 年の教育改革では、同大統領が標榜する「コミュニティと社会の参加 (Community and Social Participation)」に則って親の学校参加がより一層強化される方向にある。

ボリビアの学校参加の特徴は、国を挙げて参加型社会に移行するなかで、行政への市民による監視的側面「Social Control」が強調されそれが主目的になっている点である。この「社会監視」を親がどのように解釈するかで、親の学校参加を介在する組織である「学校委員会 (Junta Escolar)」と教師との関係性が異なり、結果として親の学校参加の効果の発現が変化することが明らかになった。ここでは親と教員との関係性が重要であり、それ次第で「参加」が想定していた効果が発現しなくなるばかりでなく、学校内の雰囲気に対決的で緊張的になる様子が観察された。

簡潔なストーリーラインは次のとおりである。まず、今次のインタビュー調査からは、大別して 2 種類の様相が現れた (インタビューを 2 種類の異なる反応によって分類できた)。両者の共通点は、学校委員会は学校での自分たちの位置づけを「社会監視」と認識して日常の仕事の様子を話してくれたことである。しかし、調和的な学校づくりという教員と親との関係性という視点からは、異なる効果の発現が認められた。

まず教員と親の間に衝突が多いと感じている学校委員会について述べよう。学校委員会の重要な 3 つの機能は、第一に学校の予算の共同管理的役割、第二に学校の施設設備・備品の管理、そして第三に教員の勤務評定で

ある。親と教員との間で衝突が多いと感じている学校委員会は 3 つの機能のうち「教員の勤務評定」に問題を抱える。今次の事例では、次のような現象が観察された。教員の学習指導に問題を感じた保護者は、何らかの行動を起こす。担任に直接申し入れ・相談をするか、相談をしても埒があかない場合に学校委員会に相談する。相談を受けた学校委員会は校長に申し入れるか当該の教員との話し合いを通じて、教員の自発的な態度の反省と行動の修正等できる限り穏便な方法で問題の解決を図る。教員の配置転換の権限はあるが、その権限を放棄して問題の解決を校長に委ねるか、または学校委員会で問題に介入する場合でもすぐにそのような権限の行使行動に出ることはなくそれに至るプロセスと当事者間の合意を重視する。しかしそのプロセスは順調にいくことは少ない。その間で起こるのは教員による子どもを通じた報復であり、子どもは親と担任教員との人間関係の悪化に巻き込まれる存在になってしまっていた。

他方、もう一つの様相である教員と親との間が円滑だと感じている学校委員会は、具体的な問題がインタビューに現れて来ることがなく、なぜ円滑なのかその経路までは明らかにできなかった。しかしその中でも明らかになったと判断できるのは、学校委員会自身が、親の役割と教員の役割を峻別し、それを意識して行動しているという点であった。これは校長の呼び出しに応じること、学校施設備品整備、学校行事や全校清掃に支援・援助することなどである。そこには校長による教員管理、教員による教室管理には意識して立ち入らない様子が現れている。ただし、この調和的な人間関係が子どもの学力形成に寄与するかどうかは異なる課題である。この点は今次のインタビュー結果からは明らかにできなかった。

以上の現地調査から示唆される事項について以下にまとめる。

(7) 「社会的監視」の親による受け止め方と学校参加の効果の発現

両者の事例から明らかになったのは、学校委員会メンバーによる「社会的監視」の意味の捉え方によって、教員との関係性が変化し、学校参加の効果のあり方も変わるという点である。少なくとも学校参加が負の影響をもたらさない要因の一つとしては、親が社会的監視の意味を法の字句どおりに受け止めるのではなく、教員の自律性や尊厳を損なわない程度に調節した上で、学校委員会としての権限の行使をその範疇に留めているという点である。そのため学校委員会と教員との関係性は対立的なものとならず、より調和的なものに変換した。それが児童の学力形成に与える影響は明らかではないが、少なくとも、

教室における子どもの孤立化といった事態は避けることができるようである。ただし、親と教員との適度な距離感によって、教室における子どもの様子も隠されてしまう可能性も否定できない。この点はさらなる調査が必要だろう。

(1) 教員の配置転換という権限の効果 — 顧客パワーとしての親のエンパワメントの内実

人事異動の権限は、予算計画・執行や活動評価の権限とともに、意思決定そのものまたはそれに影響を及ぼすことができる重要な権限である。これは多くの先行研究が「真の」参加形態として目指し、また参加が機能するための重要な条件の一つともされている。しかし今回の分析結果が示したのは、人事異動の権限は必ずしも万能であるとは言えず、また学校委員会は権限を行使した際の負の状況の回避のために、時にはこの権限を行使しない選択をするということであった。次の2点においてこの権限は当初期待された効果を減じている。一つは児童に危害を及ぼす、また学習に悪影響があるような教員の問題行動の予防的効果は小さいという点であり、これは保護者や学校委員会という学校教育に直接的関心・利害を持つ当事者による制度的な監視の下でも教員の態度や行動を律することは難しいことを示唆している。もう一つは今次のデータからはその権限の効果の現れ方には、学校委員会も含めた保護者の教養、少なくとも識字能力が、教員が親へ持つ心理・感情へ影響を及ぼす傾向がある点である。分析結果では、保護者全般の学歴が高い学校では教員による児童への報復的行為について話題に出なかった一方で、それに事欠く学校ではそれが比較的まとまって話されたことが示された。またある校長は保護者自身の交渉力が未熟なことがあること、またそのような保護者の接し方で教員の態度が変化することを指摘した。もし校長の言うとおりならば保護者の教養の程度が高ければ人事異動の権限はその効果を発揮するばかりか、予防的機能も果たせることになる。逆に低ければ権限があっても上手く活用されない。

(ウ) 児童への影響

教員と親との関係は、おそらく国や地域、また文化的・言語的・社会的集団によって異なることが予想される。今次の調査対象からは、それが悪化すれば時にその子どもである児童に対して教員の態度が負の方向へ変化し、看過できない影響をもたらすことが示された。具体的には親が担任教員に苦情を訴えることによって、担任教員からの故意の無視、学級での孤立、仲間の前での過度なまたは身に覚えのない叱責、成績の低下、場合によっては留年等があることである。

以上、3点の研究目的から、次の点が結論として言える。親の「学校参加」機能の期待が、自発的な改革を学校内部や教員自身から行わせしめる手段としてではなく、むしろ教員の監視的機能とされる場合、親がその機能を十全に発揮しようとすればするほど逆に教員と親との関係性を緊張的・対決的なものにせしめてしまう危険性が高いことである。また教員の行動監視という目に見える部分に「参加」機能を負わせることで、本来の教育改革の課題であるはずの「教員による自発的改善」の意欲を生ませることには結びつかない。教育行政学において、また米国等の先行経験から明らかである、教育の質改善には専門的自由と民衆統制間に抑制と均衡が必要とされ、その手段はいくつかあるものの、いずれも専門的自由を狭めるのではなく尊重する方向で機能しなければならない点は、ボリビアの例に十分あてはまる。

途上国で適用される(c)教育行政代替アプローチは、その目的故に技術論に陥り易い。しかし教員の専門的自由を延ばす方向で検討・導入されなければ、かえって負の影響をもたらす危険性があることが本研究から強く示されたと言えよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1件)

1. 岡村美由規「職権と現実との間で苦悩する学校委員会—ボリビア・親の学校参加がもたらす帰結の一考察」『国際教育協力論集』14巻 2011年 31-45頁 査読有

[学会発表] (計 3件)

1. 岡村美由規「教育サービス供給と教育の質との関係に係る親の学校参加からの一検討：ボリビア・高原地帯の事例から」国際開発学会第13回春季大会 2012年6月2日 横浜国立大学

2. 岡村美由規「親の教育参加が学校運営と子どもにもたらす影響及びメカニズムの実証的考察—ボリビア小学校委員会の例—」国際開発学会第22回全国大会 2011年11月26日 名古屋大学

3. 岡村美由規「途上国教師の教職観と教員組合運動(2)—ボリビア教師を対象としたインタビュー結果の分析から」日本比較教育学会第47回大会 2011年6月26日 早稲田大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡村 美由規 (OKAMURA MIYUKI)

広島大学・大学院教育学研究科・助手

研究者番号：50467784